

番号	三橋委員 質問	答弁	文書回答
1-1	<p>仮称子どもセンターにつきまして、特に児童相談所等の機能に着目してお聞きします。</p> <p>厚生労働省の児童相談所運営指針にもありますその第1章、児童相談所の概要、第1節、児童相談所の性格と任務に関しまして、奈良市による児童相談所の設置目的と相談援助活動の理念について、端的に説明を求めます。</p>	<p>(子ども未来部長)</p> <p>仮称子どもセンターの設置の本市の理念ということでございますけれども、本市におきましては児童虐待の重症事例も発生しておることから、出産から切れ目のない支援を行うということで、仮称子どもセンターの設置を今進めているところでございます。</p>	<p>児童相談所運営指針（平成2年3月5日付児発第133号厚生省児童家庭局長通知。令和2年3月31日付子発第3001第3号通知による改正後のもの。以下「指針」といいます。）第1章第2節1.（1）及び（2）において、「児童相談所は、子どもに関する家庭その他のからの相談に応じ、子どもが有する問題又は子どもの真のニーズ、子どもの置かれた環境の状況等を的確に捉え、個々の子どもや家庭に適切な援助を行い、もって子どもの福祉を図るとともに、その権利を擁護すること（以下「相談援助活動」という。）を主たる目的として設置される行政機関である」こと、「児童相談所における相談援助活動は、すべての子どもが心身ともに健やかに育ち、その持てる力を最大限に発揮することができるよう子ども及びその家庭等を援助することを目的とし、児童福祉の理念及び児童育成の責任の原理に基づき行われる。このため、常に子どもの最善の利益を優先して考慮し、援助活動を展開していくことが必要である。」と示されております。</p> <p>奈良市におきましては、これまでも母子保健、子育て、福祉、教育等の各分野が連携、協力しまして、子どもや家庭への相談支援を行ってまいりました。今後、児童相談所を設置することでより専門的な指導、相談、</p>

番号	三橋委員 質問	答弁	文書回答
			<p>さらには迅速な一時保護、施設入所等の支援を行うとともに、複合機能を有する子どもセンターとして、児童福祉に関する機関、団体等との連携を図り、基礎自治体である中核市の特性を生かした児童相談所を目指しており、その運営に当たっては、指針に示されている、児童相談所の設置目的及び理念に沿って、常に子どもの最善の利益を優先してまいりたいと考えております。</p>
1-2	<p>児童相談所の設置目的と相談援助活動の理念についてお答えいただきたいんですけども、もう一度お願いします。</p>	<p>(子ども未来部長)</p> <p>本市の子供たちを守り健やかに成長できるよう、子供やその家族への支援を充実していくという目的を持ちまして、子どもセンターの設置を目指しているところでございます。本市におきましては、これまでも母子保健、子育て、福祉、教育等の各分野が連携、協力しまして、子供や家庭への相談支援を行ってまいりましたが、児童相談所を設置することでより専門的な指導、相談、さらには迅速な一時保護、施設入所等の支援を行うなど、基礎自治体である中核市の特性を生かした児童相談所を目指しており、そ</p>	1-1 と同じ

番号	三橋委員 質問	答弁	文書回答
		<p>のための必要となる組織や人員体制の構築、人材の育成を進めているところでございます。</p>	
2	<p>児童相談所の設置目的と相談援助活動の理念の中に、「子どもの福祉を図るとともに、その権利を擁護する」とありますが、子供の権利擁護について、その最も重視されている項目の奈良市の見解をお示しく下さい。</p>	<p>(子ども未来部長)</p> <p>子供の権利擁護ということですが、子供には生まれてきたときに既に持っている権利がございます。その権利を守るために子供の権利条約も定められているところでございますけれども、本市におきましてもこの条約に基づきまして、生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利、この4つの子供の権利を守るという視点で取り組んでまいりたいと思っております。</p>	<p>指針第1章第1節3. に子どもの権利を中心にした児童相談所の相談援助活動について、「業務の全ての段階において、常に子どもの権利（生きる権利、守られる権利、育つ権利、参加する権利）が保障されているかを確認しながら遂行されることが求められている。」とされています。奈良市におきましても、この4つの子どもの権利を守るという視点で取り組んでまいりたいと考えております。</p>
3	<p>児童相談所の業務の関連から、児童の定義をお答えいただけますか。</p>	<p>(子ども未来部長)</p> <p>18歳までの子供が原則であると認識しております。</p>	<p>児童福祉法（昭和22年法律第164号）第4条第1項において、「児童とは、満18歳に満たない者」と定義されております。</p>

番号	三橋委員 質問	答弁	文書回答
4	<p>同指針におきましては、「児童相談所における相談援助活動は、すべての子どもが心身ともに健やかに育ち、その持てる力を最大限に発揮することができるよう子ども及びその家庭等を援助することを目的」とする旨が記載されておりますが、子供の持てる力を最大限に発揮するために、最大限配慮される事項とは何でしょうか。奈良市としての見解をお示してください。</p>	<p>(子ども未来部長)</p> <p>先ほども申し上げましたように、妊娠期から切れ目のない子供、家庭への総合的な支援体制の拠点ということを目指していることとございます。それから、子供の健やかな成長と子供の安心・安全の確保を目指すということで、子供を児童虐待や非行等から守り、子供の安心と安全の確保を最優先にした支援体制を整備するということを目指します。それから、児童虐待には重症事例、過去にもございましたけれども、これの発生ゼロを目指すということとございます。それから、地域社会全体で子供や家庭を支えるという環境を目指すということとございます。</p>	<p>指針第1章第2節1.(2)に示されておりますように、「子どもの持てる力を最大限に発揮する」ために必要なこととは、「常に子どもの最善の利益を優先して考慮し、援助活動を展開」することであり、奈良市におきましても、妊娠期から切れ目のない子ども、家庭への総合的な支援を行うとともに、子どもの安心と安全の確保を最優先にした支援体制を整備することで、子どもを児童虐待や非行等から守り、子どもの健やかな成長と子どもの安心・安全の確保に努めてまいり所存です。</p>
5	<p>また、同じく同指針には、児童相談所における相談援助活動は、児童福祉の理念及び児童育成の責任の原理に基づいて行われるべきことが記載されておりますが、そのうち、「児童福祉の理念」とはどのようなことなのか。奈良市としての見解をお示してください。</p>	<p>(子ども未来部長)</p> <p>全ての子供たちが生まれながらに持つ権利を生かして、幸せに生きていくことだと思っております。</p>	<p>児童福祉法第1条において、「全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。」と児童福祉の理念について示されております。本規定は、平成28年の児童福祉法改正によ</p>

番号	三橋委員 質問	答弁	文書回答
			<p>り抜本的に改正され、子どもが権利の主体であることが明確になったことを踏まえまして、奈良市におきましても、この理念に基づき、全ての子どもたちが生まれながらに持つ権利を生かして、幸せに生きていくことを支援してまいります。</p>
6	<p>同じくここに書かれております「児童育成の責任の原理」とは何か。奈良市としての見解をお答えください。</p>	<p>(子ども未来部長) 本市におきましては、子供に優しいまちづくりということを掲げておりまして、子ども・子育て支援事業計画も定めているところではございますけれども、繰り返しになりますが、妊娠期から切れ目のない支援を行っていくことで、児童育成の取組を進めているということでございます。</p>	<p>児童福祉法第2条第1項において、「全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。」と、同条第3項において、「国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。」と児童育成の責任が示されております。奈良市におきましても、この理念に基づき、子ども・子育て支援事業計画において、市、保護者、関係者等の役割を定めており、それぞれが連携・協働し、子どもに優しいまちづくりを進めているところです。</p>

番号	三橋委員 質問	答弁	文書回答
7-1	<p>以上にお聞きしたことを踏まえまして、児童相談所は、それらの目的を達成するために、基本的に3つの条件を満たしている必要があると記載されております。その3つの条件について、子ども未来部長は把握されていますか。</p>	<p>(子ども未来部長) 児童相談所の業務といたしましては、相談機能、一時保護機能、措置機能、この3点があると認識しております。</p>	<p>ご指摘の3つの条件については、指針第1章第2節1.(3)に示されている4つの条件のことと推察されます。</p> <p>指針第1章第2節1. (3) 児童相談所は、この目的を達成するために、基本的に次の4つの条件を満たしている必要がある。</p> <p>① 子どもの権利擁護の主体者である明確な意識を持っていること ② 児童家庭福祉に関する高い専門性を有していること ③ 地域住民や子どもに係る全ての団体や機関に浸透した信頼される機関であること ④ 児童福祉に関係する全ての機関、団体、個人との連携が十分に図られていること となります。</p> <p>奈良市におきましても、児童相談所の開設に当たっては、この4つの条件を満たすよう運営を行い、常に子どもの最善の利益が優先されるよう取り組んでまいります。</p>

番号	三橋委員 質問	答弁	文書回答
7-2	<p>児童相談所運営指針に基づいてお答えいただきたいんですけどもね。そこに書かれている3つの条件を把握されているかどうか、再度お尋ねします。</p>	<p>(子ども未来部長) 児童相談所運営指針は手元にあるんですけども、委員お述べの箇所がどこなのか、ちょっと今見当たっておりません。</p>	<p>7-1と同じ</p>
8	<p>児童相談所については、児童虐待の防止等に関する法律の施行を契機として、一定の体制の整備が図られてきましたが、深刻な児童虐待事案が依然として頻発している状況を踏まえ、法改正も経まして、児童虐待防止対策の一層の充実及び強化を図っていくことが必要とされていますが、その強化及び充実とは具体的にどのような取組をいうのかお答えください。</p>	<p>(子ども未来部長) 先ほどの御質問で、強化された部分という御質問だったかと思えますけれども、人員の配置、あと職員の専門性ということで強化されたと認識しております。</p>	<p>指針第1章第2節1.(5)及び(6)に示されているところですが、深刻な児童虐待事例が頻発している状況を踏まえまして、まず、平成16年に、児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)及び児童福祉法が改正され、児童虐待の定義の明確化や、国及び地方公共団体の責務等の強化、児童虐待の通告義務の範囲の拡大等、児童虐待防止対策を始めとする要保護児童対策の充実・強化が図られました。奈良市におきましても、平成20年に奈良市被虐待児童対策地域協議会を設ける等、要保護児童対策の充実・強化に取り組んでまいりました。さらに、数度の法改正の後、近年では、平成28年及び令和元年の法改正において、子どもが権利の主体であること、子どもの最善の利益が優先されること等法の理念が明確化され、また、権利擁護について、親権者等による体罰の禁止等の規定が設けられたところであり、こうした子どもの権利を守るため、全ての職員に関して、子どもの権利</p>

番号	三橋委員 質問	答弁	文書回答
			<p>擁護に必要な専門的知識、技術、態度の習得と向上を図ることや、子どもの権利を守るために措置などの権限行使を含む相談援助活動を計画し遂行する必要があるとされております。また、平成28年の法改正により、国が中核市等への児童相談所の設置を推進していくこととなり、この法改正を契機に奈良市でも児童相談所の設置に向けた取組を進めてまいりました。今後も、人員の配置や、職員の専門性等、強化された部分も含め、児童相談所の運営に当たっては、子どもの権利が守られるよう、必要な取組を行ってまいります。</p>
9-1	<p>これまでの法改正の趣旨として特に児童虐待の防止に力点が置かれているところですが、その児童の心理的部分に着目しつつ、奈良市が建設しようとしている施設の配置についてお聞きします。この件につきましては、これまでに何度も言及して参りましたが、明確な答弁が行われていないままであります。</p> <p>改めて指摘いたしますが、児童相談所、また一時保護所というのは、非行に走ってしまう子供たち、あるいは実の親から、また保護者から虐待を受けて、命からがら逃げ込んで来る子供</p>	<p>(子ども未来部長)</p> <p>今、委員お述べになられました内容につきましては、児童相談所のあり方検討委員会でも委員の皆様方から懸念の声を頂戴している部分でございました。計画といたしましては、家庭的な雰囲気の中でいかに傷ついた子供たちを見守っていくかということに気をつけておりまして、動線であったり、それから部屋に関する目隠しと申しますか、遮蔽と申しますか、その構造的な部分についても配慮をするということで、緑</p>	<p>一時保護された児童の心理につきましては、一時保護ガイドライン（平成30年7月6日付子発0706第4号厚生労働省子ども家庭局長通知。令和2年3月31日付子発0331第4号通知による改正後のもの。以下「ガイドライン」といいます。）V2(2)に、「保護者や友人などと共に生活できなくなる不安（分離不安）」「これから先、誰も世話をしてくれないのではないかという不安（見捨てられ不安）」「自分はこの先どうなるのだろうという不安（見通しが持てない不安）」等があるとされ、奈良市児童相談所等のあり方検討会議においても、児童のこれまでの環境によって</p>

番号	三橋委員 質問	答弁	文書回答
	<p>たちを守る施設であります。この現実を無視して、奈良市の示す計画では、保護者から虐待を受けて心が傷付いた子供たちに追い打ちをかけるように、いかにも恵まれた親子像、絵に描いたような親子たちの姿、楽しそうに遊ぶ家族像を見せつけ、またその楽しそうな声を聞かせるような配置にありまして、そもそも根本的な問題があるというべきではないでしょうか。</p> <p>虐待を受けて間もない子供たちに、いかにも仲むつまじい様子の親子像、楽しそうに遊ぶ家族像を目前で見せつけてしまうことになり、遮蔽するとしても完全には不可能であり、他の親子が楽しく過ごす声も聞こえてくるでしょう。</p> <p>そのような状況における子供の心理状態はどのように推定されているのでしょうか。さきの質問でも言及しましたが、3つの条件の中で、「児童福祉に関する高い専門性」とありますので、高い専門性の見地からお答えください。</p>	<p>の中で伸び伸びと過ごさせてあげたいという思いと、今、委員がお述べになられました懸念の部分と調和できるような内容で検討しているところでございます。</p>	<p>は、公園で親子が遊んでいる姿が見えることでつらい思いをされるといった心理的負担に対し配慮をするよう助言いただいております。</p> <p>こうした一時保護における子どもに対する関わりで大切なことは、ガイドラインV2(2)「子どもの不安を軽減し、解消すること、子どもが安心することができるように子どもの気持ちに寄り添い、支援すること」や、一時保護の環境や体制整備については、ガイドラインII4「一時保護を行う場合は、・・・(略)・・・できる限り良好な家庭的環境にあつて、個別性が尊重されるべき」「一時保護所内で開放的環境を確保する」等とされております。</p> <p>奈良市におきましては、子どもの権利を守ることをまず第一に、ガイドラインに沿って、児童相談所・一時保護所を運営するための施設の配置について、家庭的な環境や開放的な環境となるよう、検討してまいりましたが、どのような環境を整えたとしても子どもたちの心の傷を癒すのは専門的な知識を身につけたスタッフであり、チームとして子どもたち1人1人に向き合うことで環境面で補えない部分もカバーしていきたいと考えております。</p>

令和2年11月5日 厚生消防委員会 三橋委員 質疑答弁対照表

番号	三橋委員 質問	答弁	文書回答
9-2	<p>質問しているのは、そのような状況における子供の心理状態はどのように推定されているのかということなんです。的確に質問に答えてください。</p>	<p>(子ども未来部長)</p> <p>委員お述べのどのように推定しているのかという部分について、その推定というお言葉にどのように答えればいいのか少し分かりかねるところなんですけれども、子供たちの傷ついている気持ちに寄り添いながら、虐待によって一時保護されて傷ついた子供たちをいかに回復させていくかと、そういうケアの部分重視しているところでございます。</p>	9-1 と同じ
9-3	<p>傷ついている子供たちがいかにも絵に描いたような楽しそうな親子像を見せつけられてどのように感じるか、そういった状況における子供たちの心理状態をどのように推定しているのかということをお答えいただきたいんです。</p>	<p>(子ども未来部長)</p> <p>一時保護される子供さんにつきましては、建物に入る箇所から別の入り口になっておりますので、委員お述べのように公園で遊んでいる子供たちを見るというようなことに、入室のときの動線についてはそのようなことのないように配慮しております。</p>	9-1 と同じ

番号	三橋委員 質問	答弁	文書回答
10	<p>児童虐待に関する事案は当然のことであり ますけれども、被虐待児童のみならず、非行児童、 虞犯児童、触法児童、これらも含めた要保護児童やその 家庭に対する児童相談所の事務においては、高度の専門性 とともに、行政職員としての慎重さも求められます。</p> <p>そこで、今お聞きしました児童の心理状態の推定は重要な ものであることから、あまりお答えできませんので、児童 心理学の基本から改めてお聞きします。</p> <p>発達段階の領域的な特徴である発達段階における一般的 な能力の獲得は、極めて重要であると言われてい ます。その段階において、虐待などで一時保護される 児童の心理状態と、いかにも仲むつまじい様子 の親子像、楽しそうに遊ぶ家族像を見せつける ような場所、奈良市の資料にいうキッズスペース などが同じ建物に、そして隣り合わせる設計に ついて、専門家の御意見はどのようなものであ ったのか、お答えください。</p>	<p>(子ども未来部長)</p> <p>繰り返しになりますけれども、あり方検討委員会 の中で児童相談所の所長の御経験者の方であ ったり、虐待の専門家の先生方がおられました ので、その辺の子供の心理的な状況というこ とを具体的に御指示、アドバイスいただきま して、建物の配置であったり運営についても 配慮するような御意見を賜ったところでござ います。</p>	<p>奈良市児童相談所等のあり方検討会議の中 では、複合施設の中に一時保護所を設置する ことについては、各機能の配置が重要であり 、一時保護所から公園やキッズパークで親 子が遊んでいる様子が見えることについて 配慮するようにとの意見がありました。</p> <p>そのためには、一時保護所の動線を他の 施設利用者の動線と交わらないようにする ことや、保護児童が生活する空間から、公 園側が見えないような工夫を施すといった 助言を頂きました。</p> <p>それらを参考に、他の施設利用者の出入 口と一時保護所の出入口につながる動線は 交わらないように設計しております。また 、外部からの刺激を減らせるよう、目隠し フェンスを設置したり、窓にフィルムを貼 る等、設計や仕様において対策を行いた いと考えております。</p> <p>また同会議では、一時保護における支 援については、様々な専門職を配置し、一 時保護された児童の不安感を受容し、対 応していくことができる体制確保の重要 性についても助言を頂きました。委員お 述べのとおり、一時保護される児童は性 別や年齢は勿論、一時保護の主たる要 因についても、被虐待による保護や遺棄 、非行等様々であります。ハード面の 対策とともに、ソフ</p>

番号	三橋委員 質問	答弁	文書回答
			<p>ト面でも専門職のそれぞれの専門性を十分に発揮し、子ども1人1人の状況に応じた適切な支援、丁寧なケアをチームとして検討し、対策していきたいと考えております。</p>
11	<p>専門家と呼ばれる方々が入ったその意見交換の場でありますけれども、その場の性質及び参加されたメンバーを全て教えてください。</p>	<p>(子ども未来部長) あり方検討委員会は懇話会という位置づけでございます、委員のメンバーは5名でございます。元児童相談所所長経験者の方、センターの児童福祉司の御専門の方、その両名とも大学のほうで講師なり教鞭も取っていらっしゃる方でございます。それから、子供の権利擁護、貧困についての研究者の方、それから同じくこども家庭相談センターの所長の方、この方は厚生労働省の専門委員もされているような方ございました。それから、本市で児童虐待のケースが生じたときに御相談もしております弁護士の先生の方、この5名が懇話会に参加しておられました。</p>	<p>「奈良市児童相談所等のあり方検討会議」の委員は、以下の5名です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 上田庄一様（元奈良県高田こども家庭相談センター所長） ② 久保樹里様（元大阪市児童相談所の児童福祉司であり、現在は大学准教授） ③ 菅野道英様（元滋賀県彦根こども家庭相談センター所長であり、臨床心理士、厚生労働省社会保障審議会児童部会の児童虐待防止対策のあり方に関する専門委員会委員） ④ 慎泰俊様（認定NPO法人Living in Peaceを創設され、子どもの権利擁護や子どもの貧困問題について研究） ⑤ 田辺美紀様（弁護士であり、奈良市児童虐待重症事例検証会議構成員） <p>また、「奈良市児童相談所等のあり方検討会議」は学識経験者や児童相談所業務経験者等から幅広い知識や</p>

番号	三橋委員 質問	答弁	文書回答
			<p>経験に基づく意見を聴取し、それらを集約したうえで、奈良市において奈良市児童相談所のあり方、方針を検討するものであるため、懇話会として設置いたしました。</p>
12	<p>専門家ではなく、奈良市としての見解を伺います。先ほど紹介しました発達段階における順序は普遍であります。例えば、子ども未来部の部長ですので御存じだと思いますけれども、保育士等も学ぶこととなるジャン・ピアジェ、これの提唱を例に挙げますと、感覚運動期0歳から2歳、前操作期2歳から7歳、具体的操作期7歳から11歳、形式的操作期11歳・12歳以降とされます。</p> <p>この段階における心理学的見地からの取組は児童相談所における業務では非常に重要ですが、段階の違いに応じた対応につきまして、奈良市の見解をお答えください。</p>	<p>(子ども未来部長)</p> <p>児童相談所におきましては、児童福祉司、児童心理司、専門的な職員を配置することによりまして、今委員お述べの内容につきましては取り組んでいくこととなろうかと思っておりますけれども、私自身はその専門的な分野については存じ上げておりません。</p>	<p>児童相談所における相談・対応においては、子どもの発達は心身共に個人差が大きいことを認識し、1人1人の発達過程を踏まえた上で、対応を展開する必要があると考えています。</p> <p>発達をとらえる際には、何歳でこういった発達が獲得されてくるのかという、年齢の発達課題という観点から、発達検査等を用いて、今どの発達段階にあるのかを知り、次の発達段階に行くためには何がいま、アプローチとして親や対象児に必要なのかを見立てる必要があります。</p> <p>児童相談所の開設にあたり、これら一連の対応を担うこととなる、児童福祉司・児童心理司の養成は喫緊の課題であり、高度な専門性の取得と多くの経験を積む必要があることから、他自治体の児童相談所へ研修派遣を行い、その養成に努めているところです。</p>

番号	三橋委員 質問	答弁	文書回答
13-1	<p>児童福祉に関しまして、基本的な姿勢についてお聞きします。被虐待児童などは、特に発達心理学によるアプローチが重要と言われています。そこで、代表的なアプローチについては、進化心理学的アプローチ、行動遺伝学的アプローチ、文化心理学的アプローチ、生態学的アプローチ、ダイナミック・システム・アプローチがありますが、その各アプローチの奈良市としての方針ないし見解をお聞かせください。</p>	<p>(子ども未来部長)</p> <p>子供の発達段階に応じてケアする専門的な接し方、ケアの仕方があると思いますので、発達段階に応じた対応をしていくということが重要であると思っております。</p>	<p>児童虐待対応の発達心理学によるアプローチには様々なものがあると認識しておりますが、これらは、問題に直面している子どもとその家庭への、適切な援助の内容及びそれにかかわる支援方針（援助方針）をいかに適切に検討するかということだと考えております。</p> <p>援助方針の検討にあたりましては、子どもや家族、地域や社会資源などについて十分に理解し、問題解決に最も適切な専門的知見を確立する必要があります。</p> <p>主なものといたしましては、家族の歴史、成育歴、就労状況などの客観的な情報を把握するために児童福祉司が行う社会診断、子どもを対象に心理検査や心理面接、保護者からの聴取などを材料に、子ども自身の特徴（知的特徴・発達的特徴・性格傾向など）をアセスメントするために児童心理司が行う心理診断、一時保護所で職員が直接かかわる中で子どもの生活能力、対人関係の取り方、情緒面や学習面の特徴を観察する行動診断があげられます。それぞれの異なる立場、目的で見立てることによって、子どもや家庭について、より多角的・重層的に把握することができると考えております。</p> <p>これらの結果から、子どもや保護者等が持つそれぞれ</p>

番号	三橋委員 質問	答弁	文書回答
			<p>れの問題点や課題について、家庭環境調整を含めた援助の目標、援助方法、その他留意点を短期的、中期的に明確にするとともに、活用し得る社会資源や人的資源、制度等についても明らかにするなど、具体的かつ広域的な指針方針の作成を行います。</p> <p>これら一連の内容を適切に行うためには、高度の専門性と多くの経験が必要となります。このことから、開設後に即戦力として活動できるように、奈良県を始め他自治体の児童相談所に職員を派遣し、対応力の強化を図っています。</p>
13-2	<p>※委員長発言</p> <p>子ども未来部長に申し上げます。</p> <p>質問の要旨を的確に把握して答弁されるようお願いいたします。</p>	<p>(子ども未来部長)</p> <p>心理学的なアプローチという観点で御質問いただいたかと思えますけれども、その点の児童心理司としての実践を積むということで、今、各地の児童相談所に派遣研修ということもしております。児童心理司に専門的な知見をしっかりと身につけていただいた上で、配置のほうを検討しているところでございます。</p>	13-1 と同じ

番号	三橋委員 質問	答弁	文書回答
13-3	<p>分からないということですか。</p>	<p>(子ども未来部長) 先ほども申し上げましたとおり、専門的な分野につきましてはの(三橋和史委員「そんなん聞いてない。分からないのかどうか答えてください。」と呼ぶ) はい、先ほども申し上げていましたとおり、私自身は存じ上げておりません。</p>	<p>13-1 と同じ</p>
14	<p>奈良市としての事務方針をお聞きしているわけでありますが、基本的で重要な質疑に対しても意味不明な答弁しかされないとは驚くべき事態であります。</p> <p>私は、この児童相談所の機能を含む子どもセンターの建設及び運営に関する準備があまりに行き当たりばったりで無計画であり、児童のことや各家庭のための支援や援助を考えたものではないという強い懸念を抱くものであります。真面目に質問しているので、真面目に御答弁いただきたいと思っております。</p> <p>このような基本的なことを質疑する理由は、専門家にお聞きしましても、被虐待児童や非行児童等を一時保護する機能を担う施設と、いか</p>	<p>(子ども未来部長) 委員お述べの点でございますけれども、前回の質疑を受けまして、あり方検討委員会でもどのような議論がなされていたのかと再度点検したところでございます。委員御懸念の点につきましては、配慮した上で進めたいと思っております。</p> <p>以上でございます。(三橋和史委員「そんなこと聞いてないんです。回答してください。」と呼ぶ)</p> <p>(子ども未来部参事) まず、一時保護所に入所されている子供たちなんですけれども、委員御指摘のとおり、</p>	<p>先ほどから申し上げている「一時保護ガイドライン」においては、平成28年に公布された「児童福祉法等の一部を改正する法律」をうけて、一時保護は子どもの権利擁護が図られ、安全・安心な環境で適切なケアが提供されることが重要であるとされています。</p> <p>また奈良市においても、奈良市児童相談所等のあり方検討会議において、一時保護について委員の皆様のご意見を聞かせていただいた中で、国から発出されたガイドラインの何に焦点をあてるのかを市の方針として十分に検討すべきだという助言を頂きました。その中で、奈良市においては、一時保護所の支援と施設の考え方として「子どもの安心安全が確保される場所」であることは勿論のこと、「子どもの権利擁護を図る場所」であることに焦点を当てて、良好な家庭環境と、</p>

番号	三橋委員 質問	答弁	文書回答
	<p>にも仲むつまじい様子の親子像、楽しそうに遊ぶ家族が集う場を併設ないし同一の建物に設置するという奈良市長の神経が分からないと口をそろえるからであります。私も同感でありまして、したがって、その意思決定の過程において重要である児童の発達心理学、児童の達成動機の理論等から、奈良市の検討アプローチについて確認しているわけであります。これについては、前回の委員会ないし分科会でも取り上げた事項でありまして、本日この時点において、お答えにならないということ自体がおかしいのであります。</p> <p>特に虐待の事案に絞りますと、被虐待児童については、先ほど申しあげました発達段階によりアプローチも変わります。しかし、ロバート・ホワイトの研究では、コンピテンス概念が提唱されました。コンピテンスとは環境と効果的に相互交渉する能力であり、幼児から既に備わっていると考えられております。すなわち、児童虐待を受ける児童たちは、学習性無力感の理論でもコンピテンスが用いられるように、虐待経験を繰り返すことにより、その事態を自分の力</p>	<p>様々な心理状況の子供たちがいます。例えば虐待の子であったり、非行の子であったり、例えば遺棄された子供であったり様々な子供たちがいますので、そこの子供たちに、いかにアプローチ方法を、子供の行動観察を行いながら計画を立ててアプローチをしていくかということが、委員お述べのとおりとても大切なこととなります。</p> <p>それをまず、一時保護所でそういうアプローチをしながら、やはりそれを総合的に家族として、子供をどういうふうに戻して、家庭と一緒にやっていくかというアプローチをするのが今度はワーカーです。ワーカーは児童相談所のワーカーなんですけれども、一時保護所と児童相談所が近くにありながら、子供のアプローチの方法等の計画を常に立てていく必要がありますので、一時保護所と児童相談所は、常にやはり一緒の場所にあるということにより求められるものです。</p> <p>また、奈良市が目指している相談機能の充実としましては、簡単な相談から複雑な相談まで、よりやはりまとめて受けていける。と</p>	<p>できるかぎり開放的な環境の中で一時保護所を運営するための施設配置について検討してきたところであります。</p> <p>現在の計画は、家庭的な環境や開放的な環境が実現できる等のメリットが多くある一方で、奈良市児童相談所等のあり方検討会議においても、児童のこれまでの環境によっては、公園で親子が遊んでいる姿が見えることでつらい思いをするといった心理的負担に配慮をするようご助言頂きました。それらを参考に、他の施設利用者の出入口と一時保護所の出入口につながる動線は交わらないように設計しております。また、外部からの刺激を減らせるよう、目隠しフェンスを設置したり、窓にフィルムを貼る等、設計や仕様において対策を行いたいと考えております。</p> <p>また同会議では、一時保護における支援については、様々な専門職を配置し、対応していくことができる体制確保の重要性についてもご助言を頂きました。ハード面の対策だけではなく、ソフト面でも専門職のそれぞれの専門性を十分に発揮し、子ども1人1人の状況に応じた適切な支援、丁寧なケアをチームとして検討し、対策していきたいと考えております。</p>

番号	三橋委員 質問	答弁	文書回答
	<p>では変化させられないという認識を学習してしまった状態にあると言われます。マーティン・セグリマンの研究のパブロフの犬のような状態に陥っているということです。環境に働きかけても効力感を得られない経験が反復され、行動に対するコンピテンス——動機づけが十分に生起しなくなる状態をいいます。</p> <p>それだけに、一時保護施設のような環境がいかにあるべきかということは極めて重要であります。その真逆でそれを無視した意思決定であり、その過程が明らかにされないまま、議会に提出する資料もほぼ全面が黒塗りのまま、漫然とこの事業が進められているというのにはあり得ないことと思いますが、その点について論理構築した奈良市の見解をお示しいただきたいと思えます。</p>	<p>というのは、簡単な相談であると本人さんとか家族が思われていても、どんどん話を聞いていったら、複雑な、やはり問題も多々ありますので、それを解決するためには、やはり専門性の高い職員等が相談に乗っていかなくてははいけません。そういう相談が、様々な相談が受けられるように子どもセンターを設置しております。するとやはり、マイナス点、プラス点が出てきますので、今委員おっしゃるようにマイナス点については、子供たちに十分に配慮した環境調整、例えばプライバシーに配慮するとか、子供の支援に配慮するとか、そういう運営の中でより配慮したような設定をした一時保護所、児童相談所の設置を考えてきました。</p>	
15	<p>児童の虐待による心理的ダメージに対して、発達状態を正常に戻す動機づけ心理学に関するアプローチについてお聞きします。</p> <p>これについては認知論的アプローチ、情動論的アプローチ、欲求論的アプローチという有名</p>	<p>(子ども未来部参事)</p> <p>虐待を受けた子供たちへのアプローチなんですけれども、様々なアプローチ論があるかと思いますが、まずは子供の医学的な面から見た状態、また生活面から見た状態、また</p>	同左。

番号	三橋委員 質問	答弁	文書回答
	<p>な3つのアプローチがありますが、この観点からどのように取り組むのかという奈良市としての方針ないし見解をお聞かせください。</p>	<p>心理面から見た状態、そういうのを総合してアプローチをしていく必要があると思います。</p> <p>委員お述べのとおり、虐待を受けた子供たちはいろんな心の傷を持っておりますので、様々な場面からのアプローチが必要となるので、そういう計画を立ててアプローチしていきたいと考えております。</p>	
16-1	<p>今までの答弁をお聞きし、児童相談所等における子供たちの保護、家庭への支援や援助の在り方に対する奈良市の無計画さ、浅はかさが際立ち、まるで児童相談所という業務の移管を受けることが市長をはじめとする行政側の実績づくりとしてしか扱われていないことが明白となりまして、疑義は確信に変わり、恐怖に変わってまいりました。</p> <p>児童及び家庭への支援や援助に対する最善の対応という視点すらなく、この事業が現在の市長の実績づくりのための道具として、奈良市役所のパフォーマンスのために行われているに過ぎないと受け止めざるを得ません。</p>	<p>(子ども未来部長)</p> <p>先ほどの御質問ですけれども、少し専門的過ぎるので(三橋和史委員「いや、専門的じゃないです。基本的な……」と呼ぶ)もう一度御質問の内容をお願いできませんでしょうか。お願いいたします。(三橋和史委員「いや、もういいですわ、はい。」と呼ぶ)</p>	<p>「インフォームドコンセント」は主に医療現場において、患者が医師等から診療内容などについて十分な説明を受け理解した上で、患者自身が最終的な治療方法を選択することであると認識しています。</p> <p>児童相談所業務においても、援助方針を立てる上で、子どもの権利を保障し、子どもの理解と同意を前提とすることは、重要であると認識しています。</p> <p>本市としては、児童の権利擁護の観点からも、児童への説明や児童の気持ちの聞き取り等を十分に行い、児童相談所の示す援助方針について、年令にもよりますが児童の合意を得た上で、丁寧に進めていきたいと考えています。</p> <p>一時保護は環境の急激な変化により、児童に与える</p>

番号	三橋委員 質問	答弁	文書回答
	<p>あまりお答えになりませんので、質疑のレベルを大きく落としたいと思います、虐待を受けた児童の観察及び確認に関するインフォームド・コンセントに関し、奈良市の方針ないし見解について、心理学的要素を示してお答えいただけますか。</p>		<p>影響は大きく、これまで保護者の下で生活していた児童が、突然に家庭や地域社会から離れた生活を余儀なくされる場合も多く、児童はショックを受けたり、怒りや悲しみを感じていると考えられます。</p> <p>一時保護された児童の心理としては、「分離不安」「見捨てられ不安」「見通しが持てない不安」「新たな関係性に対する不安」「自己変容の不安」等、様々な不安を抱えていることが考えられます。児童との関わりで重要なことは、それぞれのケースに応じて、不安を軽減し解消すること、児童の気持ちに寄り添い、共感的に受け止めてもらったと実感できるよう傾聴することであると考えています。</p> <p>具体的には、まず一時保護を行う前に、児童には行う目的等を説明します。この一時保護は「安心安全に過ごせる場所を提供」し、「今後の安心安全な生活を作っていく」ことを目的としたものであることや、いつまでどのような生活をするのかという見通しを伝えることで、不安軽減につなげていきます。児童の発達年齢や状況に応じた分かりやすい説明を心掛け、落ち着いて話を聞くことができない児童には、タイミングを見計らったり、発達年齢の低い児童には言葉だけでなくイラストを描いて説明する等工夫し、丁寧に伝えな</p>

令和2年11月5日 厚生消防委員会 三橋委員 質疑答弁対照表

番号	三橋委員 質問	答弁	文書回答
			<p>ければならないと考えています。</p> <p>このような具体的な手法についての知識と経験を積むために、他自治体の児童相談所へ職員を派遣しており、その研修の成果も参考にしながら、開設までに本市としての具体的な方法を確立していきたいと考えています。</p>
16-2	<p>もう答えられていないことに関しては、また改めて回答を用意して、書面で提出してもらえますか。よろしいですか、委員長。ちょっと時間が無駄ですのでね。</p> <p>※委員長発言 提出は可能ですか。</p> <p>※委員長発言 それでは、資料につきましては提出され次第、委員の皆様へ御送付申し上げます。</p>	<p>(子ども未来部長)</p> <p>お調べしまして御提出したいと思います。</p>	
17	<p>かなり基本的なことをお聞きするんですけども、虐待を受けた児童との関係におけるレポートに関する奈良市の方針ないし見解について、これも心理学的要素を示してお答えいただけますか。</p>	<p>(子ども未来部長)</p> <p>正確な内容につきましてこの場でお答えすることは難しいですので、後日、書面にてお答えしたいと思います。</p>	<p>「ラポール」は、もともとは臨床心理学の用語で、セラピストとクライアント間の心理状態を表しており、ラポールが形成されているということは、セラピストとクライアントは「良好な人間関係」にあるということになり、つまりは信頼関係が築かれている状態</p>

番号	三橋委員 質問	答弁	文書回答
			<p>ということになります。</p> <p>本市の行う、児童相談所の業務においても、いかにして信頼関係を構築するかということは、重要な課題であると認識しています。</p> <p>一時保護におけるケアは、1日の生活を通して児童に安全と安心を与えるケアを行うことであります。しかしながら、保護者からの虐待を受ける等で、心に傷を負った児童は、安全な場所にあっても安心感を得ることが出来ず、時には大人に対する怒りの感情を持っている児童もいます。</p> <p>一時保護所は社会的養護の入り口であり、家庭復帰した児童が、もし保護者からの虐待等の問題が再発した場合に、助けを求める場所となれるよう信頼関係を形成することのできるケアを提供しなくてはならないと考えています。奈良市として児童の尊厳を大切に、これまでの様々な環境で生活してきたことを共感的に理解し、受け止めることによって、信頼関係を築いていきたいと考えています。</p> <p>虐待等によって心に傷を負った児童は、心のSOSが様々な行動となって表出することがあります。例えば、このような状況に陥ったことが自分の責任であると考えたり、昔の怖かった体験が、ある事象を引き金</p>

番号	三橋委員 質問	答弁	文書回答
			<p>にフラッシュバックすることでパニック状態に陥ったり、自らを傷つけてしまうこと等であります。</p> <p>これらのことは、心に傷を負った児童には起こりうることであり、職員はこれらも含めたあるがままの状態を受け入れ、そのような課題の解決を共に図るために一緒に考えていく人であることを児童に理解してもらうことが重要です。児童が何か不安を感じた場合には職員に声をかけてもらえるよう、日々の生活での信頼関係構築を目指していきます。そして児童自身が不安に対して自分で対処できる方法を一緒に考え、身につけてもらい、それをきっかけに児童自身にも自信と勇気をもつよう働きかけることが大切であると考えています。</p> <p>一時保護所職員のケアの専門性について、現在他自治体の一時保護所へ派遣研修を行っており、児童の不安に寄り添う対応、信頼関係の形成の方法等も含めてそれぞれの手法を習得してもらっています。開設までに、本市としての具体的な方法を確立していきたいと考えています。</p>
18	副市長に答弁を求めますが、この事業については実績づくりの要素が目立ち、本来の目的を	(向井副市長) ただいままでの三橋委員の質問、私も聞か	同左。

令和2年11月5日 厚生消防委員会 三橋委員 質疑答弁対照表

番号	三橋委員 質問	答弁	文書回答
	<p>見失ったまま突き進んでいるのでありまして、その是正が必要であると思料しますが、見解をお聞かせください。</p> <p>本事業に係る責任者たる子ども未来部長、また関係職員の答弁をお聞きしてもその能力不足や職務に対する真摯な姿勢が感じられないのは明らかであります、このままで突き進んで本当によろしいのですか。</p>	<p>せてもらいましたが、すぐには分からないところがたくさんございました。学問的な用語であったり、ある学者なりの御意見とかいうこともあったのかと思います。そのあたりをまたしっかり調べて、奈良市として、それにどういう風に考えているのかというのは、また文書でお答えしたいと思います。</p> <p>一方で、児童相談所用に専門的な臨床心理士、その他の職員も今採用して研修も行っておりますので、そこはしっかり対応はしていきたいと思っております。</p>	